

## 家事・ケアサービス、使う側の責任を考える——市場経済化に抗する運動の可能性

企画・司会：山根純佳（会員・実践女子大学）

### 趣旨説明

家事・ケアの脱家族化は、ジェンダー平等実現のための主要な課題とされてきた。一方、家事負担を軽減するための家事サービスは、人種・階層間の差異を伴いながら、女性の低賃金労働力によってカバーされている。また、ケアを公的サービスとして供給してきた福祉国家も、現金給付や税額控除といった形で市場化されたケアサービスの購入を促進している。家事・ケアサービスが市場で取引される場合、利用者が低価格でフレキシブルなサービスを求めれば、家事・ケア労働は低賃金で不安定なものとなる。こうした家事・ケア労働者の権利を保護する動きとして、労働者側の運動や、国際条約などに注目が集まってきた。一方で、これまで見落とされてきたのが「使う側の責任」である。事業所に雇用された家事・ケア労働者のサービスを利用する場合には、「使う側」の責任は見えにくい。一方、サービスの利用者が労働者を雇用している場合（＝使用者）、使用者として労働者の労働条件や職場（自宅）の安全衛生に対する責任を有する。しかし、家事・ケア労働をめぐるのは、こうした使用者の責任は曖昧にされてきた。また労働者の保護は、時に利用者・消費者としてのニーズ（使いやすさ）とも対立する。

そこで本シンポジウムでは、家事やケアサービスを「商品」として消費するのではなく、「家事・ケア労働」の価値を評価しつつ、搾取的ではない関係を築いていく可能性について「利用者（利用者）」側の運動や活動に焦点を当て、議論する。報告1（伊藤るり）では、フランスの「家庭雇用」という制度のあり方とこれを支える非営利雇用主団体・全国個人家庭雇用主連盟（FEPEM）の活動と主体性について考察する。報告2（森千香子）は、アメリカ・ニューヨーク市のワーカーズ・コープの事例から、地域レベルで家事・ケア労働者の権利を擁護する取り組みについて考える。報告3（大橋史恵）では、香港の家事労働者の雇用主組織の動きについて、報告4（中野円佳）では、シンガポールの家事労働者雇用と日本のCtoC（Consumer to Consumer）家事・ケアサービスの現況について取り上げる。これらの制度、文化的条件の異なる国家・地域間の比較を通して、利用者（利用者）と労働者の連帯の可能性について考えていきたい。

報告1 伊藤るり（津田塾大学）

フランスの「家庭雇用」とは何か—FEPEMと〈使う側〉の主体性

報告2 森千香子（同志社大学）

ニューヨークにおける家事労働者の権利と地域社会の役割

報告3 大橋史恵（お茶の水女子大学）

香港社会の家事労働者と使用者

—住み込みの「外籍傭工」と通いの「家務助理」の差異をめぐる

報告4 中野円佳（東京大学）

日本の対面CtoCサービスにおける可能性とリスク

—家事代行・シッターの性被害事件から考える